清瀬市市制施行５０周年記念事業基本方針

１　はじめに

清瀬市は、１９７０年（昭和４５年）１０月１日に市制を施行し、２０２０年に市制施行５０周年を迎えます。また、同年には、東京２０２０オリンピック･パラリンピック競技大会が開催されるとともに、清瀬市も待望の新庁舎の建設が予定しており、希望の船出の年となります。

この基本方針では、市民のみなさんとともに清瀬市市制施行５０周年の気運を盛り上げ、清瀬市市制施行５０周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を行っていく上での共通理解を図るため、基本理念や実施方針、取り組み等を定めるものとします。

1. 基本理念

記念事業は、清瀬市が歩みをはじめて半世紀という節目の年に、先人たちが築いてきた伝統と歴史を振り返りながら、すべての市民のみなさんと祝う祭典と位置付けます。

　この祭典を多くの市民のみなさんや関係者と作り上げることによって、清瀬市に関わりのある人たちの中に、まちの魅力や資源に改めて気づき、「このまちが好き」という愛着から「このまちを大切に思う」という誇り、そして、「このまちでともに暮らす人々に共感する」という思いが醸成されて、清瀬市がさらに魅力的なまちへと歩むことを目指します。また、記念事業終了後も、「自分たちのまちは自分たちで創る」というまちづくりの精神を継承し残します。

1. 基本方針

　基本理念の実現を図るため、次の項目を基本方針として記念事業を展開します。

・清瀬市の魅力が再確認され、誇りと愛着が深まる事業を行う。

・市と市民等との協働により事業を推進する。

・清瀬市の魅力を市内外に発信する事業を行う。

・世代を超えて、未来の清瀬市に夢や希望が持てる事業を行う。

・限られた経営資源の中で、高い効果を生み出す事業を目指す。

２　実施期間

記念事業は、市制施行５０周年の記念日である、２０２０年１０月１日を含む２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの１年間を基本とし、各種事業を展開します。

　なお、記念事業を効果的に盛り上げていくため、平成３０年度から、準備や広報、各種事業を実施していきます。

３　事業構成

市制施行５０周年記念事業は、「市企画事業及び市民等企画事業」「広報事業」で構成します。

（１）市企画事業及び市民等企画事業

　５０周年を記念した事業且つ、基本方針に合致した以下の事業。

・５０周年記念式典。

・市が市民や企業、各種関係団体等と協働する市企画事業。

・市民や企業、各種関係団体等が自ら企画・立案し実施する自主的な市民等企画事業で市長が認める事業。

・市の既存事業、市民や企業、各種関係団体等が実施している既存事業に「清瀬市市制施行５０周年記念」の表示、ロゴマークの使用を認める冠事業。

（２）広報事業

ポスター及びチラシなどの印刷物や、各種媒体を使った積極的な広報活動を展開します。また、ロゴマークについて一般公募を行い、各種事業に活用することで、市制施行５０周年の機運醸成に努めるものとします。

４　事業スケジュール

　　各種の記念事業については、以下の予定で実施していきます。



５　実施体制

市制施行５０周年を、市を挙げて祝い、更なる発展に向かう契機としているため、多くの市民・団体等の参画を図ることができる実行委員会を設置し、市民等との協働により事業を推進していきます。

（１）市制施行５０周年記念事業実行委員会

市民等で構成する「市制施行５０周年記念事業実行委員会」を設置し、基本方針の決定、ロゴマーク、市民等企画事業の審査・決定、記念事業の実施に関する総合調整と記念事業への市民参加等の協力体制づくりを担います。

（２）庁内体制

・市制施行５０周年記念事業推進委員会

庁議を構成するメンバーで市制施行５０周年記念事業推進委員会を組織し、実行委員会で決定する基本方針の庁内決定、市企画事業の決定を行います。

